

第6部

資 料

○大仙市健康づくり推進協議会設置要綱

平成17年3月22日

訓令第70号

改正 平成18年4月1日訓令第25号

(設置)

第1条 市民の自主的な参加による保健衛生事業を推進し、健康づくりのための方策を総合的に企画審議するため、大仙市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次の事業を行う。

- (1) 保健衛生思想の普及啓発に関すること。
- (2) 健康管理に関する総合計画の推進に関すること。
- (3) 予防衛生活動（各種検診等）の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師会及び歯科医師会
- (2) 公衆衛生関係団体代表
- (3) 社会福祉関係団体代表
- (4) 社会教育関係団体代表
- (5) 関係行政機関
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会の会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ部会を設置する。

2 部会の必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉部健康増進センターに置く。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日訓令第25号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

大仙市健康づくり推進協議会委員名簿

No.	職名	氏名	所属
1	会長	三浦 俊一	大曲仙北医師会会長
2	副会長	畠山 桂郎	大曲仙北歯科医師会会長
3	委員	高橋 正	秋田県薬剤師会大曲仙北支部長
4	委員	豊島 優人	秋田県仙北地域振興局福祉環境部長
5	委員	佐々木 泰宏	大仙市教育委員会事務局長
6	委員	佐藤 力	大仙市社会福祉協議会会長
7	委員	堀内 朋子	社会福祉法人大曲保育会（角間川保育園）園長
8	委員	藤原 保子	社会福祉法人大空大仙理事長
9	委員	富樫 俊悦	大仙市老人クラブ連合会会長
10	委員	木村 由美	大仙市国保運営協議会委員
11	委員	小松 博子	大仙市結核予防婦人会会長
12	委員	佐藤 啓子	大仙市食生活改善推進協議会会長
13	委員	伊藤 勝	大仙市スポーツ協会会長